

行財政対策特別委員会

1 開催日時 平成 25 年 10 月 9 日（水） 10 時 01 分～11 時 46 分

2 開催場所 県議会 第三委員会室

3 説明員 総務部長および関係職員

4 議事の概要

（ 1 ）副委員長の辞任について

目片副委員長から提出された辞任願について不許可とされた。

（ 2 ）税収の確保について

（ 3 ）財政健全化に向けた取り組みについて

財務規則第 18 条で、歳出予算はその目的を達成するために最も経済的かつ効果的に執行しなければならないと、また第 35 条では、総務部長は予算の執行状況について報告を求めることができると規定されている、これらは本県の財政について責任を果たす上で極めて大切である、

社会保障費が増えていく中で、国において消費税増税分の配分ルールが決められる、ルールを決める時が一番大切なので、国への要望等をよろしくお願いしたい、

財源不足で県民の要望に答えられない状況の中で、一方で 10 億円単位の大きな事業が出てきているのは、部分最適ではあると思うがアンバランスであり、支出の仕方を全庁挙げて改善していくべきではないか、

決算についてのチェックをより適正に行うことや、県の財政情報の公表、市町との連携について、中長期的に進めていくべきである、

などの意見が出された。



委員会に配付された資料

- 1-1 滞納整理事務について
- 1-2 市町別滞納状況について
- 1-3 県税および私債権における個人情報の公表について
- 2 財政健全化に向けた取組について